

## 論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 HEM Sras

論 文 題 目

Political Economy of Institutional Reform to Restore Trust in Public Institutions in Cambodia: Design of a Specialized Court to End Land Disputes

カンボジアにおける公的信頼回復のための制度改革：土地所有権紛争処理のための特別裁判所構想に向けて

論文審査担当者

主 査

名古屋大学大学院法学研究科准教授 Frank BENNETT

名古屋大学大学院法学研究科教授 市橋克哉

名古屋大学大学院法学研究科教授 稲葉一将

## 論文審査の結果の要旨

## 別紙 1 - 2

## 1. 論文の要旨

本論文は、カンボジアにおいて深刻な社会問題となっている土地収用をめぐる紛争解決方法を考察するものである。この問題が生じた背景には、20世紀の内戦の結果、カンボジアの土地所有制度が、その基盤となる記録を含めて破壊されたというこの国固有の経緯がある。つまり、1979年の内戦終結後、1989年において私有財産を否定する社会主義憲法が制定されたこの国では、土地の私的所有制度の構築は、土地所有権保障の明文規定を盛り込んだ1993年憲法の制定を待たなければならなかった。同時期に登記制度が構築されることとなったもののこれは容易な国家事業ではなく、現時点でもカンボジア全土は未登記土地がそのままとされている地域が少なくない。登記制度が不備のまま、急速な経済成長を目指す政府による国土開発が行われている。住民とその土地を収用しようとする起業者との間に紛争が生じることこれ自体はどの社会においても共通するが、収用に反対する住民の所有関係が事実上のものとならざるをえないところに、カンボジア社会が抱える深刻な問題がある。つまり、土地の私有が制度的に保障されていないため事実上の占有形態にならざるをえないことにくわえて、権力的一方的な用地取得を統制するための法の不在が、国土開発の推進とこれへの反対を民主主義的外形をともしない紛争として現象させる原因となっている。しかし、こうした用地取得をめぐる紛争の長期化は、国外からの諸介入を招来することともなり、ようやく立場をこえて解消が望まれるようになっている。

以上に述べたようなカンボジアにおいては喫緊の社会問題である土地紛争を素材とする本論文の目的は、既存のものとは異なる新たな土地紛争解決機関の設置を提起することである。新機関設置が不可欠であることを論証するために、本論文は、はじめにとおわりにを除く第1章から第4章までで、土地紛争が生じることとなった原因を明らかにしつつ、用地取得行為の事前・事後の紛争予防・紛争解決制度の分析と評価を行っている。このような評価作業ののちに新機関設置を提起しようとする本論文は、カンボジア国内の制度を分析するのみならず国内法制度を超越する普遍性を有する理念と制度とをこの国の外部であるアメリカおよび日本における法制度に求めている。本論文の構成は以下のとおりである。

はじめににおいて本論文の目的が述べられた後に、続く第1章では、内戦終結後に設置された司法機関と準司法機関のうち、本論文の論題に関連する機関が説明されている。本論文における司法機関とはすなわち、中心的な役割を有する裁判所のほか、Supreme Council of Magistracy、Constitutional Council および弁護士会のことである。準司法機関とは、Land Dispute Resolution Commission (1999年に内務省および内閣に設置された。)、Cadastral Commission (2002年に国土省に設置された。)、National Authority for Land Dispute Resolution (2006年の勅令により設置された。) のことである。これらと比べてよりインフォーマルな機関には、Commune Dispute Resolution Committees (司法省に設置。)、Maison de la Justice (私的紛争解決機関の一種。) および Labor Arbitration Council (分野は異なるが、紛争解決制度の一つのモデルと考えられているもの。) が存在するとされる。これらの機関の概要を確認することにより、本章では、第1に、紛

争解決機関の階層制 (hierarchy) の組織原理が顕著であり、この組織構造が地方レベルでの住民要求に応える柔軟な紛争解決機能を阻害していること、第2に、紛争解決機関がそれぞれの役割分担を明確にされないまま次々と設置されており、利用者にとって複雑であるばかりではなく、それぞれの機関に属する公務員の責任意識も希薄であること、が解消されるべき問題であると述べられている。

第2章では、カンボジアにおける土地登記制度が説明されている。まず、登記に関する2つの制度、つまり開発区域別の systematic といわれる登記制度と物件毎の sporadic といわれる登記制度とが整備されている。しかし、前者は紛争や対立が生じている地域において恣意的に適用されないことがあり、また後者の場合には申請の (正式と非正式の) コストが高すぎるため利用件数が少ない。次に、国土が私的所有権の対象にならない state public land と私的所有権の対象となりうる state private land とに分かれているが、特定の物件がどちらの土地であるのかは、登記機関が個別的に決めている。土地所有権は法律上未登記の土地においても認められるが、その場合、収用の対象となった時点で初めて国民の占有する土地が私的所有権の対象となるかは判断されることになる。こうして土地についての私的所有権は抽象的には保障されているが、所有権が保障される土地に当たるのか否かの判断は国土開発を行う政府によって便宜的に決められている。このような土地所有権の状態、土地紛争の実例である Borei Keila 事件と Boeung Kak Lake 事件とに即して述べられている。これらの事件に即しながら本論文では、土地登記制度は、住民にとって複雑であることに加えて行政機関内部における階層制の組織原理によって、地域毎の土地紛争実態に適応できていないと評価されている。そして、これらの法制度が機能していないために、土地所有権の存在を主張する側も、政治介入を求めて首相に対する直接的要求を行っている現状が確認されている。

カンボジア国内における制度の分析から一転して第3章では、カンボジアの実態を念頭におきながら外部からの視点を得るために、アメリカと日本の土地収用制度の特徴が分析されている。まず、アメリカについては、州法レベルにおいて、行政と土地所有者間の土地売買交渉が成立しない場合、行政が原告となって裁判所に訴えを提起する点にこの国の特徴が見いだされている。この国では開発計画の実体的違法性が顕著でない限り、一般に、行政の請求が認容されるが、当然のこととして、請求認容判決を得てはじめて行政は、土地の明渡しを土地所有者に対して請求することができる。2005年の連邦最高裁判決である *Kelo v. City of New London* では、都市再開発を目的とする土地収用の対象土地を民営業者に提供する開発計画の合憲性 (合衆国憲法修正第5条の public use 要件該当性) が問われたが、学位請求者は、本件の事実関係と同様の開発計画がカンボジアにおいても多数見られることを共通性と理解し、行政から土地所有者に対して訴えを提起することをカンボジアとは対照的なアメリカの異質性と理解している。また、合憲判決であった同判決に対する各州の反応のうち、多数の州がむしろ同種の開発計画を禁止する州法を導入した法の多様性も、カンボジアとは対照的であることが確認されている。次に、日本については、土地区画整理法のほか土地収用法の制度が検討されている。土地収用法の場合、法制度とは別に任意の用地取得交渉が先行するが、不調に終わった場合に行われる土地収用法上の事業認定・収用裁決という手続が整備されているので、用地取得交渉が困難になった場合のいわば最終段階で、土地所有者から行政訴訟が提起される。アメリカとも異なる

このような日本の法制度は、行政による開発計画の決定から土地明渡し命令までの諸活動が裁判所の審査対象となっていないカンボジアの現状からすれば、ありうる一つの法制度であることが、裁判例の一つである二風谷ダム訴訟の事実関係に即して述べられている。カンボジアと両国の制度とを比較した結果、第1に、例外があるにしても、土地が私的所有権行使の対象であることが明確であること、第2に、最終的紛争解決主体である裁判所の責任が明確であるからこそ、日本のような紛争回避のための行政による任意取得が行われていること、が確認されている。このような検討を通じて、学位請求者は、最終的には裁判所が紛争解決の責任を負う体制を構築することが、カンボジアにおいても不可欠であるとの自説を補強している。

第4章は、第1章から第3章までの検討の一つの論理的帰結を主張するものである。カンボジア憲法の改正によって土地所有権の存在が憲法レベルで定められるようになったこと、行政権内部における既存の紛争解決制度の状況と欠点、土地紛争における調停等のインフォーマルな代替的紛争解決手段の実効性が欠落していることが考慮された結果、特別裁判所の設置が提言されている。本論文の提言は、土地紛争の解決だけを任務とする一つの特別裁判所を設置するとともに、既存の行政権内部に設置されている複雑な紛争解決機関を廃止するというものである。もちろんこれだけでは、既存の紛争解決機関が抱えていた機能不全の問題は、特別裁判所に引き継がれるだけである。そこで、学位請求者は、まず、遅延を防止するために裁判所における審査期間を法律で定めるべきこと、次に、裁判官の選任過程における国民参加が個々の事例ごとに許容されるべきことも主張する。こうした主張は、カンボジアの現政権にとっても土地紛争が深刻な政治的争点となっており、新たな機関の設置によってしか国民の信頼を確保できない現況における一つのありうる結論であることが、強調されている。おわりに、では、本論文のまとめが述べられている。

## 2. 論文の評価

### (1) 本論文の長所

従来、カンボジア国内の法学においては、制度解説の類いを別にすれば、土地収用の法制度を論じた本格的な研究は乏しかった。土地収用をめぐる紛争が深刻な社会問題となっている現況においては、本論文がこの分野における先行研究の一つとして有する意義は、小さくない。すなわち、第1に、カンボジアでは、この問題は従来、政治的論争あるいは急成長を目指すこの国の経済政策の一つとして扱われていたにすぎなかったために、本論文が試みたような諸外国の制度も参照した合理的で実証的な研究は、この国における国土開発制度が今後、中長期的にみて発展を遂げるためには不可欠の第一歩といってよい。第2に、本論文が主張する中立第三者性を有する裁判所の設置を論証するために、土地の私有および司法権優位というカンボジアとは対照的な特色を有するアメリカのみならず日本の法制度と若干の裁判例を分析したことも本論文の特色である。用地の任意取得や補償要綱といった行政権自身による活動や制度が、最終的には裁判所が紛争解決の責任を有するからこそ社会において許容され定着している日本の状況は、アメリカにおける司法権優位の理念はともかく同様の制度整備が非現実的な選択肢でしかないカンボジアの現況対しては、一つのありうる比較研究の対象である。つ

まり、強大な行政権が、司法審査制度の形成を契機として、そのままでも単純な縮小でもなく、以前よりも合理性を有する行政制度を整備するようになる論理が示唆されていることは、本論文の特色と  
いってよい。第3に、土地紛争解決制度の現状分析と改革のための条件形成を論じた本論文が、国民  
の信頼という概念を用いつつこれらを論じたことは、外国の法制度の単なる国内移植ではなく、それ  
ぞれの社会において定着可能な制度論・組織論を構想する場合の一つのありうる議論が提起されたも  
のとして、本論文の独創性の一つであると評価できる。

## (2) 本論文の短所

もっとも、本論文もいくつかの短所を有する。第1に、既存の土地紛争解決制度への否定的評価か  
らそのまま特別裁判所の新設を提起する本論文は、論旨が明快で一貫している反面、地方レベルに多  
数設置されている既存の複雑な紛争解決制度のなかに矛盾や発展的契機を見いだすというもう一つの  
魅力的な論点に接近できていない。こうした本論文の特徴は、第2に、アメリカと日本の法制度の分  
析を、カンボジアの法制にとって有意味な問題だけを取り上げて、表層的に論ずるものとしてしまっ  
ており、したがってこれら両国の法制度に対する評価もいささか楽観的にすぎる。第3に、特別裁判  
所の設置を提起する本論文の結論は、論旨明快である反面、これと既存の行政権内部に設置された土  
地紛争解決機関との関係やありうる役割分担を論ずるところまでは至っていない。本論文が、これら  
の点についての詳細な検討を行っていれば、その場合の問題提起は、本論文のこれよりも説得力をも  
ちえたと思われる。

## 3. 判定

本論文は、博士（比較法学）の学位請求論文であるから、以下では判定基準に即して判定を行うこ  
ととする。

A(広義の「アジア法整備支援」および関連する領域に関わる実務的・理論的課題の発見・解決に貢  
献していること。)

本論文は、カンボジアにおいて深刻な社会問題となっている土地収用をめぐる紛争の解決方法を検  
討したものであり、この問題についての法整備に関わる実務的・理論的課題の発見・解決の一つに貢  
献していると評価できる。

B(主として比較法学的手法によること。)

本論文は、カンボジアの土地紛争解決制度のありうる諸改革を検討するために、アメリカおよび日  
本の法制度を参照しており、比較法学的手法によるものと評価できる。

C(母国(支援対象国等)の問題を扱っており、一次資料として主として母語に  
よるものを持ちいるとしても、英語・日本語等母語以外の言語を用いて関連の研  
究動向を分析しており、それを前提に議論を進めていること。)

本論文は、母国（カンボジア）の問題を扱っており、英語を用いて関連するアメリカおよび日本の法制度および裁判例を分析している。

D(問題設定が明確であり、設定した問題に対する自分なりの回答が出されていること。)

本論文の目的は、効果的な土地紛争解決制度の形成を妨げる障害を認識しつつ、これらを除去しようとするものであり、問題設定が明確である。また、既存の紛争解決制度の改革ではなく特別裁判所の設置を提起するという自分なりの回答も出されていると評価できる。

E(従来の研究と比較して独自性が認められること。)

本研究の論題は、先行研究の蓄積が不十分なものであって、この問題に関心を有する者が参照できる研究は少数にとどまる。既存の土地紛争解決制度の問題点を検討するとともにありうる一つの結論を述べたところに本論文の独自性が認められると評価できる。

F(論理的に堅固であり、予想される批判に対する回答が用意されていること。)

本論文は、これとは対照的な見解を予想しつつ、批判に対して反論しうるだけの論拠を提示しているものと評価できる。

以上の評価を踏まえ、審査委員は、全員一致で本論文が博士（比較法学）学位取得に十分な学術的水準に達しているものと判断した。